

新	旧
<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 1・2略</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三略</p> <p>四 就労移行支援を行う場合</p> <p>イ 一ハ略</p> <p>ニ 一略</p> <p>三 一略</p> <p>五・六略</p> <p>2・3略</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第七条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五条第一項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ、第四号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービ</p>	<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 1・2略</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三略</p> <p>四 就労移行支援を行う場合</p> <p>イ 一ハ略</p> <p>ニ イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>ホ 一略</p> <p>三 一略</p> <p>五・六略</p> <p>2・3略</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第七条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五条第一項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ、第四号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)及びニ並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及び</p>

ス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならぬこととすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第五条第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びへ、第三号イ(2)及びホ、第四号イ(3)、ロ(2)及びニ並びに第五号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬこととすることができる。

一・二略

(サービス提供困難時の対応)

第十五条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十二号。以下この項及び第三十六条第三項において「条例」という。))第八十条第一項の指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(条例第四百四十三条第一項の指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(条例第五百五十三条第一項の指定自立訓練(生活訓練

サービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならぬこととすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第五条第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びへ、第三号イ(2)及びホ、第四号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第五号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬこととすることができる。

一・二略

(サービス提供困難時の対応)

第十五条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十二号))第八十条第一項の指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同条例第四百四十三条の指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同条例第五百五十三条第一項の指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同条例第六十三

（事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（条例第六十三條第一項の指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（条例第八十九條第一項の指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 略

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第二十七條 1～4 略

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

（職場への定着のための支援等の実施）

第三十六條 1・2 略

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（条例第九十四條の二の指定就労定着支援をいう。次項において同じ。）の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（条例第九十四條の三第一項の指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定

第一項の指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同条例第八十九條第一項の指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 略

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第二十七條 1～4 略

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

（職場への定着のための支援の実施）

第三十六條 1・2 略

着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第四十六条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程(第五十二条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一〜十三略

(勤務体制の確保等)

第四十七条 1〜3略

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第四十七条の二 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第四十九条 1〜3略

4 指定障害者支援施設は、非常災害時における利用者等の安全の確保が

(運営規程)

第四十六条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程(第五十二条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一〜十三略

(勤務体制の確保等)

第四十七条 1〜3略

(非常災害対策)

第四十九条 1〜3略

4 指定障害者支援施設は、非常災害時における利用者等の安全の確保が

図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 略

(衛生管理等)

第五十条 1略

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(揭示)

第五十二条 1略

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 略

(衛生管理等)

第五十条 1略

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(揭示)

第五十二条 略

(身体拘束等の禁止)

第五十三条 1・2略

3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（虐待の防止）

第五十九条の二 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十三条 1・2略